

魚津市告示第102号

魚津市新庁舎整備に向けた庁内検討会議設置要綱を次のように定める。

令和4年8月17日

魚津市長 村椿 晃

魚津市新庁舎整備に向けた庁内検討会議設置要綱

(設置)

第1条 新庁舎の整備に必要な事項を調査し、又は検討することを目的として、魚津市新庁舎整備に向けた庁内検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 新庁舎整備に係る基本的な方針に関すること。
- (2) その他新庁舎整備に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、座長、副座長及び委員をもって組織する。

2 座長は副市長を、副座長は総務部長をもって充てる。

3 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 各部長、教育委員会事務局長、議会事務局長、会計管理者及び各部等の次長
- (2) その他職員から会長が任命した者

(職務)

第4条 座長は、会議を総理する。

2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、座長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 所掌事項の検討を効果的に行うため、会議に作業部会を置く。

2 作業部会の構成員及び運営に関し必要な事項は、別に定める。  
(庶務)

第7条 会議の庶務は、新庁舎整備担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。